

地区における住民主体のまちづくりプロセスのあり方に関する研究*

A Study on How to Progress Residents Initiative Community Planning*

久 隆浩**

By Takahiro HISA**

1. はじめに

本論文は地区スケールのまちづくりプロセスを分析、整理するものである。現在、各地で住民主体のまちづくりが試みられているが、まだまだ揺籃期であり、まちづくりのあり方や進め方について十分に整理がなされているとはいえない。筆者はここ15年ほど具体的な現場でまちづくりを支援してきたが、本論ではその経験を踏まえて参与観察的に分析を行い、地区における住民主体のまちづくりのプロセスについて整理をおこなう。具体的には情報共有・課題共有のための「交流の場」の設定から課題解決をめざした「まちづくり協議会」の設立、そして協議会における構想づくりから具体的な事業・活動への流れを、いかにむすびつけまちづくりの実践へとつなげていけるのかについて考察をおこなうものとする。まちづくりプロセスそれぞれの段階における組織の役割や連携のあり方について分析、考察をおこなう。

なお、本論で取り上げる地区スケールのまちづくりとは基本的には小学校区を単位とするものであり、人口規模では10,000人程度のまちを対象としたものである。

2. まちづくりの契機としての交流の場

従来、地区まちづくりを進めるために「まちづくり協議会」がつくられてきた。協議会活動の初期には、地域の課題を共有するための活動がおこなわれることが多く、その手法としてワークショップ形式でまち歩きや地図づくりなどをおこなってきた。しかし、筆者らはこうした課題共有を協議会の前段階としての「交流の場」でおこなうことを近年提唱している。¹⁾

交流の場の必要性は豊中市におけるまちづくり支援の経験から導かれたものである。豊中市は平成4年にまちづくり条例を制定しまちづくり支援を開始したが、13年経過した平成17年現在まちづくり協議会として認定を受けた地区は3地区にとどまっている。任意の勉強会、

*キーワード：住民参加、都市計画、地区計画、計画手法論

**正員、工博、近畿大学理工学部社会環境工学科

(大阪府東大阪市小若江3-4-1、TEL06-6730-5880(内)4268、
FAX06-6730-1320、E-mail/ hisa@civileng.kindai.ac.jp)

研究会は10地区あるが、なかなか研究会や協議会の認定までは至らないのである。²⁾それは、研究会に認定されれば、研究会としての期間が2年、協議会としての期間が3年、都合5年のうちに地区住民の賛同を得たまちづくり構想をつくらなければならないからである。土地利用の制限をとまなう構想を住民自らがとりまとめるための努力にはなみなみならぬものがあり、そのたいへんさゆえになかなか認定までは至らない。豊中市まちづくり条例第9条では「まちづくり協議会は、前条第1項の規定により公表したまちづくり構想を市長に提案することができる。」として、条文上は構想の策定は義務ではないことになってはいるが、助成を受けた限り実質的には構想策定は義務に近いものとなる。協議会活動のむずかしさが障害となっている証左のひとつが「まちづくり協議会そね21の会」の活動展開である。²³⁾平成10年度に研究会に認定された同会は平成11年度に研究会の活動助成が終了してのち協議会認定を申請したのは平成15年度である。その間3年は、会員拡大を中心とした地区内の認知度を高める期間に費やした。

このように住民が自らの手で地区の土地利用計画を主としたまちづくり構想をまとめるまでにはたいへんな労力が必要である。そのため、まちづくり活動をはじめのうちに二の足を踏んでしまう。そこで、もっと気軽にまちづくりをはじめられる手法はないか、その検討の結果生まれた発想が「交流の場」づくりであったということである。

3. 交流の場の展開と意義

交流の場は平成13年に策定された「第4次八尾市総合計画」⁴⁾に「まちづくりラウンドテーブル」としてはじめて位置づけられた。総合計画では小学校区単位でまちづくりラウンドテーブルを設置する構想となっており、現在、東山本小学校区と桂小学校区で設置がなされている。東山本小学校区で始まった交流の場は、同様のコンセプトで各地で展開されるようになった。筆者が関わっているものでは、八尾市以外でも、北千里地域交流会(吹田市)、コミュニティ会議(箕面市・3地区)、錦織まちづくり井戸端会議(富田林市)、まちづくりラウンドテーブル(交

野市)、まちづくりフォーラム(大阪市住之江区)、まちづくり井戸端会議(枚方市)などがある。⁽¹⁾

交流の場は自由な意見交換の場であり、月に1回程度定例的に集まって意見交換、情報交換を行なっている。参加自由で話題も当日の持ち寄りである。合意形成を目的とせず、自由に意見交換をおこなうことに特徴がある。

交流の場への参与観察から、交流の場の役割として、①多様な意見をお互いに認めあうことができる、②地域の人的ネットワークが形成される、③タスクフォース的な活動が展開できる、の3点が認められる。

①多様な意見をお互いに認めあうことができる

合意形成や意思決定が義務付けられた場では発言に制約がかかりがちだが、交流の場では意思決定をおこなわないことでその制約が軽減される。参加者から「ここは結論を出さないのだから自由に意見を述べ合おう」「結論は〇〇に委ねよう」という声が自然にあがるようになる。たとえば、交野市のまちづくりラウンドテーブルでスポーツ施設の開館時間が議論されたときのことである。「大阪市内在勤のため交野市へ帰ってくるのが遅くなり、スポーツ施設を利用しようと思っても時間がなくなってしまう、そのためにもう少し遅くまで開館して欲しい」との要望が出された。しかし、近隣住民の立場としては夜遅くに自動車で帰られると迷惑する、あるいは、青少年健全育成という観点からは施設の開館時間が遅くなると青少年が施設に集まり困る、等の声が出された。その際、最初に問題提起された方が「多くの人も自分と同じ意見を持っていると思っていたが、今日はいろいろな立場の声が聞け、立場が違うと考え方が違うということが認識できいい意見交換ができた」と話してくれた。

②地域の人的ネットワークが形成される

交流の場の効果の第二は、地域の人々、とくに主体性の高い人たちがつながっていくことである。従来から、個々の組織やグループはさまざまな活動を展開してきたが、交流の場を通じてネットワークが形成され、地域力が增強されていく。お互いの足りないところを補完しあったり、得意なものを持ち寄ったりして、新たな活動が展開される。たとえば、北千里地域交流会では、高校の理科クラブと地域住民有志がつながり、竹林保全のための竹の間伐と竹炭づくりが行われるようになった。

また、交流の場の利点は、活動をしたいと思っているが何をしたらいいか見つからない人でも気軽に参加できることである。各地の交流の場には、時間に余裕ができ何か社会貢献をしたいと思っているのだが何をしたらいいか明確な目的がない人、というのが必ず参画している。こうした人々が地域には結構いるものであるが、参加す

る場が地域には今までなかったといえる。そのため、具体的活動に結びつかなかったのである。しかし、交流の場の参加を通して、自分ができる活動を見出したり、他の人々の活動を手伝うようになっていく。

③タスクフォース的な活動が展開できる

交流の場の効果の第三は、情報交換を契機として新たな催しや活動が生まれることである。たとえば、八尾市東山本小学校区のまちづくりラウンドテーブルでは、交流の場が契機となって「春事」が復活した。地域に暮らす人々の交流のために村の伝統行事であった春事を復活したいというある人の提起に数人が応え、早速実行委員会が立ち上がった。そして、「ラウンドテーブル有志」が主催者となった「野外の集い」が実現した。このように、交流の場では誰かの呼びかけに呼応してグループが生まれ活動が展開されていく。

地域において課題や目的を共有し、タスクフォースが形成され活動を展開する契機を交流の場が提供してくれる。従来のように組織がまずあり、組織によって活動が展開されてきた形式を変える可能性を交流の場は持っている。交流の場での呼びかけに呼応して目的指向のネットワークが生まれ活動に結びつくといった新たな構造が生まれていく。

4. 交流の場から協議会へ

このように、交流の場における意見交換によって課題が共有できると有志によるタスクフォースが形成される。そして、活動が展開され課題解決に向かう、というのが交流の場を核とした地域活動の展開の構図ということになる。ここでは必ずしも協議会のような組織は必要としない。しかしながら、解決に時間を要する複雑な課題に対応する場合、あるいは課題解決に向けて合意形成が必要となる場合などには、継続的な協議の場や組織が別途必要となってくる。たとえば、八尾市東山本地区では、毎年秋に地区スポーツ大会が開催されているが、それは地区福祉委員会の主催である。まちづくりラウンドテーブルと地区福祉委員会の関係では、毎年夏になると、地区福祉委員会の役員がまちづくりラウンドテーブルで地区スポーツ大会の話題を出し、大会実行委員会に関わっていない人々の意見を聞くことにしている。しかし、交流の場ではあくまでも意見交換にとどめ、出された意見を地区福祉委員会に持ち帰り検討を行っている。

まちづくり協議会と交流の場の関係も同様であると考えられる。交流の場の意見交換で、豊中市まちづくり条例で謳われているように「土地利用や当該地域における自らの土地、建物等の利用の改善その他の地域環境の整備に係る」活動や構想づくりが必要となったときには

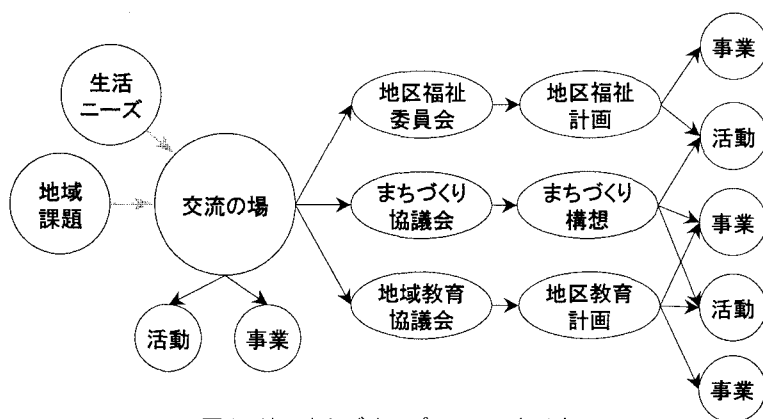


図1 地区まちづくりプロセスのあり方

「まちづくり協議会」が設置されることになる。つまり、交流の場における意見交換がまちづくり協議会を生み出すのである。同様に、福祉分野や教育分野の課題に関してはそのための協議会が必要であるが、前者は地区福祉委員会、後者は地域教育協議会としてすでに組織化されているところである。さきほどみた交流の場の役割でいえば、交流の場から生み出されたタスクフォースのひとつがまちづくり協議会であるといえる。(図1)

さて、このように交流の場から生まれたまちづくり協議会は、まずは地区の課題を整理し共有する活動をおこなうことから活動を開始する。そして、対話を積み重ね「まちづくり構想」を作成していく。豊中市や箕面市では各々「まちづくり条例」「まちづくり推進条例」でこうした手続きを位置づけている。一定要件を満たした場合、市長がまちづくり協議会を認定し、その後協議会から豊中市では「まちづくり構想」、箕面市では「まちづくり基本計画（地権者版）」の提案を受ける。そして、それにもとづいて行政計画としての「まちづくりの基本方針」（豊中市）、「まちづくり基本計画（行政版）」（箕面市）が策定される。

つまり、まちづくり協議会と交流の場の関係からまちづくり活動の展開を整理すると、交流の場における意見交換でまちの課題が共有され、その課題解決に土地利用構想が必要と認識されたときにまちづくり協議会に向けて動き出すということになると考えられる。また、まちづくり協議会の活動展開は、豊中市まちづくり条例等で位置づけられた手続きのように従来から準備されたシステムに則って展開する。すなわち、交流の場は、従来の協議会方式のまちづくりを変更するものではなく、その前段に新たに組み込まれるシステムであると位置づけられる。

5. 2段階のまちづくり計画策定

続いて、まちづくり協議会方式の活動展開について検

討を加える。ここで取り上げる事例は、筆者が参画してきた豊中市まちづくり条例にもとづく活動と箕面市まちづくり推進条例にもとづく活動である。⁽²⁾

豊中市も箕面市も、住民が策定する「まちづくり構想」や「まちづくり基本計画」と、行政が策定する「まちづくりの基本方針」や「まちづくり基本計画」を仕分けをして2段階で計画策定をおこなうしくみをとっている。(図2)じつは、住民主体のまちづくりと行政計画策定をむすびつけるには、こうした2段階の構成が重要であると考えられる。

構想を行政計画に反映させるときのひとつの課題は実現可能性である。住民側は実現可能性を一旦留保し、生活や地域にとって何が必要かという観点で提案を取りまとめる。しかし、行政は計画を取りまとめるに際して実現可能性を考慮しなければならない。こうした両者のギャップが、従来計画策定への住民参加を阻害してきた。すなわち、行政からすれば、住民にあれこれ言われてもそれを計画に反映できないので、最初から自らに都合のいい案を提示しようということになってしまっていたのである。また、行政計画策定段階へ参加した住民からは、いくら自分の意見を言っても計画に反映されない、という不満の声も聞こえてくる。こうした課題をいかに克服するのか、が住民参加あるいは住民主体のまちづくりにとって重要な点である。

じつは、住民提案としての構想と行政計画に一線を画すことによってその課題を解消することができる。構想と行政計画を別個にすることで、行政計画に求められる実現可能性に縛られることなく住民は自由に構想を描くことができる。また、行政のほうも構想の内容を実現可能性の観点からチェックし、行政計画に反映できるものと実現性の点から現段階では保留せざるをえないものに仕分けが可能となる。

また、構想と行政計画を2段階で策定することによって、構想と行政計画双方が成果として残される。しかし、行政計画策定過程に直接市民参加を行なう場合には、最

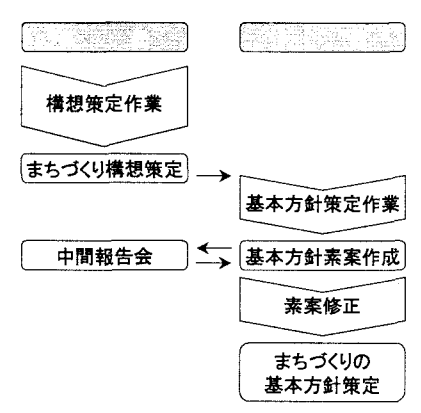


図2 構想から行政計画への流れ(豊中市)

終成果としての行政計画しか残されないことになる。これが先ほどの「いくら言っても私の意見が入らない」といった不満にもつながってしまう。このように構想作成と行政計画策定に一線を画し2段階で計画策定を行なったほうが、市民、行政双方に都合がいいといえる。

こうした2段階の計画策定を、条例では次のように規定している。まず、豊中市まちづくり条例では、第8条に「まちづくり協議会は、住みよいまちづくりを推進するため、当該地域についてまちづくり構想を策定したときは、当該まちづくり構想を地域住民に公表するものとする。」とし、まちづくり構想を住民が策定するものとしている。また、第9条では「まちづくり協議会は、前条第1項の規定により公表したまちづくり構想を市長に提案することができる。」とし、構想を市長に提案する手続きを定めている。続く第9条第2項では「市長は、住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりに関する施策の策定及びその実施に当たっては、前項の規定により提案されたまちづくり構想に配慮するものとする。」と謳われている。すでに、豊中駅前まちづくり協議会とおかまち・まちづくり協議会が市長にまちづくり構想を提案している⁵⁶⁾が、それを受けて市長は「豊中駅前地区のまちづくりについて(基本方針)」⁷⁾「おかまち地区のまちづくり基本方針」⁸⁾を策定している。

箕面市まちづくり推進条例では、第32条で「安全で良好な市街地の形成を目的とする団体で、次に掲げる要件を満たすもの(以下「地区まちづくり協議会」という。)は、地区まちづくり計画の案を作成し、市長に提案することができる。」とし、地区まちづくり計画の案を協議会が作成し、市長に提案することが位置づけられている。また、第32条第4項では「市長は、第1項の規定による提案があったときは、当該提案の内容について審査し、必要な事項を地区まちづくり計画に反映するよう努めるものとする。」としている。箕面の場合も、たとえば箕面新都心地区では「まちづくり基本計画(地権者版)」⁹⁾

が作成され、それをうけて「まちづくり基本計画(箕面市版)」¹⁰⁾が作成されている。条例上は、協議会はまちづくり計画の案を作成することになっているが、実質的には、協議会が作成した計画と市が作成した計画双方が製本化され残されている。

6. 生活マスタープランとしてのまちづくり構想

このように住民提案としての構想と行政計画を策定段階として分けて考えるときに、内容面ではどのように仕分けができるだろうか。

まちづくり構想の内容としては「生活マスタープラン」を描くことが大切であると考えられる。行政や専門家が描くのが10年後、20年後のまちの姿を描く「まちづくりマスタープラン」だとすれば、それに対応して住民がみずからの10年後、20年後の生活の姿を描くのが「生活マスタープラン」である。住まいづくりに喩えれば、つぎのように言える。住まいづくりの際に施主が建築家に依頼するとき、施主としての住民がみずから設計図を引くことは要求されない。建築家が、施主の現在、そして将来のライフスタイルについてヒアリングし、それに対応させて設計をおこなっていく。そこには必然的に役割分担ができあがっている。こうした関係をまちづくりに適用したものが、生活マスタープランとまちづくりマスタープランの関係だといえる。

しかし、実際にまちづくりの議論を行った場合、住民側からは具体的な要求が出されることが多い。この場合には、その要求の背景となっている生活像をあきらかにしてもらうようにすることで生活マスタープランの内容に置きかえることができる。たとえば、図書館が欲しい、という要求の背景には、身近にたくさんの本が読みたい、という生活像がある。また、保育所が欲しいという要求の背景には子育て世代の人が仕事を続けていきたいという生活のすがたがあるはずである。つまり、それぞれの要求が実現すればどのような暮らしが送れるのか、を考えてもらうことが大切である。これは具体的要求のもとになっているみずからの生活像をあきらかにしてもらう作業といえる。

また、逆に、漠然とした生活像から発想する人もいだろう。そうした人には、生活像を実現するために必要となるモノ(ハードな施設や空間整備)やコト(ソフトなしくみ)は何なのか、を続いて考えてもらう。これらを重ね合わせれば、まちづくりの「目標」や「目的」となるべき「生活像」と、それを実現するために必要な「方策」や「手段」をレベルをあわせ議論できるようになる。

そしてこうした生活にねざした将来像を調整し積み重ねていくことによって「生活マスタープラン」をつくりだすことができる。

みずからの生活像をあきらかにしていく過程には都市計画の専門知識は要求されない。みずからの生活をより深く洞察することさえできれば、おのずと生活マスタープランが見えてくる。そして、その過程を住民と専門家が共有することによって、つづく段階で専門家が先導してまちづくりのマスタープランを策定する際にも、住民の想いを十分に反映することができる。

生活マスタープランとしてのまちづくり構想の事例としては、「豊中駅前まちづくり構想」⁹⁾では、まちの将来像として「ゆっくり楽しく歩き回れるまち」「新しい発見・感動があり、自己表現・自己主張できるまち」「誰もが安心して暮らせるまち」「みんなで育てるまちづくり」に取り組むまちの4つが記されている。構想は、どの場所をどのようにする、といった即地的なマスタープランではなく、ひとりひとりの暮らしの姿が描かれており、それを実現するためにはどのような方策が必要かについて検討されていくことになる。

ひとつの同じ仕事を協力しておこなっていく「共同」や「協同」とはちがって、「協働」とは異なった立場の人々がみずからにふさわしい役割を担いつつ分担、連携を図りながらひとつの目的を達成することである。そうした意味で、住民と行政が生活マスタープランづくりとまちづくりのマスタープランづくりとして役割分担することが、協働のまちづくりのひとつのすがたであると考えられる。

7. まちづくり計画から事業・活動実施へ

交流の場が出された話題に対応して地区で展開される事業や活動は、中長期的なものは諸分野の構想の策定を経ておこなわれるが、短期的対応が必要、あるいは短期的対応ができるものについては、即座に事業や活動にむすびつくこともある。すべての事業が構想の策定を待って構想に位置づけられている必要もない。実際に、豊中駅前まちづくり協議会では、まちづくり構想策定段階においても、音楽部会によるジャズフェスタの開催、環境部会による生ゴミ講座やガレージセール、花の植樹などが行われてきた。(図1)

こうした、活動展開の際に役立つのは、交流の場の役割の2つ目である地域の人的ネットワークの形成である。従来、福祉分野、教育分野、環境分野、都市整備分野等の分野ごとのネットワークはある程度あったが、分野を越えたネットワークは不十分であった。しかし、分野横断的で総合的な意見交換の場である交流の場では、分野を越えたネットワークが構築できる。たとえば、北千里地域交流会では、福祉分野で活動するNPOの呼びかけで地域通貨の試みがはじまり、それに商店会や環境分野の市民活動グループ、小中高校、自治会など分野を超え

たネットワークで地域通貨の活用・流通が行われている。

8. 広域施設計画と地区まちづくりの関係

こうした地区まちづくりは対象とする空間の広がりが限定されているため比較的合意形成が図りやすい。しかし、土木計画学が対象とする施設は、広域幹線道路などに代表される広域施設が多い。地域の論理のみで考えた場合、広域施設は迷惑施設と考えられることが少なくない。では、地区まちづくりのなかで広域施設を捉えた場合、建設反対としての意見が大勢を占めるのだろうか。必ずしもそうではない。特に交流の場で自由に意見交換ができる場合には、さまざまな立場の意見が提起される。そのなかには当然自動車利用者の立場も存在する。

野中は、異なった価値観を持った人間が「場」を通じた相互作用で対立を乗り越えていく知の創造過程を生み出すための「よい場」の条件として、①主体的意志と能力を持つ人で構成される、自己組織化された時空間、②開かれた(浸透性のある)境界と関係性、③多様な背景、視点を持つ人との「弁証法的」対話、④時間・空間のみならず自己をも超越する、の4つを挙げている。¹¹⁾ この中で地域の論理と広域の論理と直接関係するのは④である。ここで用いられている「空間を超越する」という概念が、地域の論理から広域の論理への転換ということになる。野中の言うように、「＜場＞は参加者に一段高い視点を与え、参加者が外部に視点を移して自己を見ることを可能にする。」井上は対話の役割として「自己の経験基盤の局所性・有限性を自覚する」ことを挙げている¹²⁾が、対話を通して地域の論理の限界を認識することができるということである。

つまり、交流の場が保障する自由な意見交換が人々に一段高い視点を与える、つまり広域の論理への思考回路を開かせる。地区まちづくりは直接的には広域施設計画を取り扱わないが、地区まちづくりの経験が広域の論理の存在に気づかせてくれたり、地区まちづくりにおける対話が創造的な対話の訓練となり、広域施設計画の議論を円滑に進めることに間接的に貢献すると考えられる。

9. まとめ

以上、地区スケールのまちづくりプロセスのあり方を考察してきたが、結論として次のようにまとめることができる。

- ①まちづくりの契機として「交流の場」づくりが重要であり、交流の場からタスクフォースとしての「まちづくり協議会」が生み出される
- ②「交流の場」の存在によって、利害関係を超越した自由な意見交換が可能になり、話し合いが円滑に進む。

- ③「交流の場」で知り合った人々が分野を越えてつながり、事業・活動の展開を支えていく。
- ④住民提案としてのまちづくり構想から行政計画としてのまちづくり計画へという2段階に整理して考えていくことが大切である。
- ⑤まちづくり構想は、生活像を記述した「生活マスタープラン」として作成する。
- ⑥地区まちづくりの経験が人々に広域の視点を提供してくれ、広域施設計画策定の際にも間接的に役立つ可能性を持っている。

補注

- (1)基本的には、交流の場は合意形成を目的としない自由な意見交換の場である。したがって、行政の関与は不可欠なものではないと考えている。しかし、行政はまちづくり活動を担う重要な主体のひとつであり、行政の関与があるほうがまちづくりの実現可能性は高まる。八尾市では小学校区ごとのまちづくりラウンドテーブルの設置が総合計画に位置づけられている。箕面市のコミュニティ会議は市の市民活動促進課、交野市のまちづくりラウンドテーブルは市の市民活動推進課、また、大阪市住之江区のまちづくりフォーラムは区の企画振興係、といった地域振興担当部局が地域活動活性化方策の一環として設置を呼びかけてはじめられたものである。一方、枚方市のまちづくり井戸端会議はひらかた NPO センター、吹田市の北千里地域交流会はディオス北千里専門店会、富田林市の錦織まちづくり井戸端会議は錦織まちづくり協議会が自主的に設置したものであり、行政の組織としての積極的関与はない。
- (2)豊中市のまちづくり条例は、先行する神戸市や世田谷区

のまちづくり条例を参考にして策定されたものである。また、箕面市は豊中市のまちづくり条例を参考にしている。こうした点からみれば、神戸市、世田谷区、豊中市、箕面市のシステムは基本的に同様のものと位置づけられる。

参考文献

- 1) 久隆浩：地域における交流の場づくりを通じた合意形成の意味と必要性に関する考察、土木計画学研究・講演集 29 号、2004
- 2) 豊中市まちづくり支援課ホームページ
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/machi/page4.htm>
- 3) まちづくり協議会そね 21 の会ホームページ
<http://www.sone21.com/>
- 4) 八尾市：第4次総合計画、2001
- 5) 豊中駅前まちづくり協議会：豊中駅前まちづくり構想、1995
- 6) おかまち・まちづくり協議会：おかまち・まちづくり構想、1997
- 7) 豊中市：豊中駅前地区のまちづくりについて(基本方針)、1997
- 8) 豊中市：おかまち地区のまちづくり基本方針、1999
- 9) 箕面新都心まちづくり協議会：箕面新都心地区まちづくり基本計画（地権者版）、1999
- 10) 箕面市：箕面新都心まちづくり基本計画（箕面市版）、2000
- 11) 野中郁次郎：コミュニティ・オブ・プラクティス 解説、翔泳社、2002
- 12) 井上達夫：合意を疑う、カオス時代の合意学、創文社、1994

地区における住民主体のまちづくりプロセスのあり方に関する研究*

久 隆浩**

本研究では、地区における住民主体のまちづくりプロセスのあり方について考察を行なった。情報共有・課題共有のための「交流の場」の設定から、課題解決をめざした「まちづくり協議会」の設立、そして協議会における構想づくりから具体的な事業・活動への流れを、いかにむすびつけまちづくりの実践へとつなげていけるのかについて考察した。まちづくりの契機として「交流の場」づくりが重要であること、また、交流の場からタスクフォースとしての「まちづくり協議会」が生み出されること、を指摘し、さらに、住民提案としてのまちづくり構想から行政計画としてのまちづくり計画へという2段階で考えることが大切であることを明らかにした。

A Study on How to Progress Residents Initiative Community Planning*

By Takahiro HISA**

This study considered the process of residents initiative community planning. Setting up platform for information share and subject share, establishment of community council, making master-plan and concrete enterprise and activity in community council, how they are associated above was considered. It is pointed out that set up of platform is important as an opportunity of community planning and the community council is produced as task force. Furthermore, it is cleared that the community planning as an administration plan is made from the community design as a resident's proposal.